

広島県最低賃金

31円(3.45%)引き上げて

「時間額 930円」に

— 広島地方最低賃金審議会が答申 —



広島地方最低賃金審議会(会長 ^{みつい} ^{まさのぶ} 三井 正信 広島大学教授)は、7月1日付けで広島労働局長(阿部 ^{あべ} ^{みつる} 充)より、広島県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、審議を重ねた結果、令和4年8月5日、「広島県最低賃金を『時間額 930円』に改正することが適当である。」旨の答申を、広島労働局長に対して行いました。

この時間額 930円は、現行の広島県最低賃金(899円)を31円引き上げるもので、本年8月2日に中央最低賃金審議会から示された目安額(広島県の場合31円)や県内の雇用情勢等を踏まえて答申されたものです。

広島労働局長は、この答申を受けて、異議申出(期限8月22日)に関する手続等を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

なお、効力発生日については、令和4年10月1日となる予定です。

政府としましては、最低賃金の引き上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、業務改善助成金の制度(ホームページ内にリーフレット掲載)を設けており、広島労働局として制度の周知に努めて参ります。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 答申
最低賃金額	844円	871円	871円	899円	930円
対前年度上昇率	3.18%	3.20%	0%	3.21%	3.45%
対前年度上昇額	26円	27円	0円	28円	31円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありますが、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、**高い方の最低賃金額**が適用されます。